

新潟市発注工事に関する苦情処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公正な競争の促進・透明性の確保の観点から、新潟市が発注する建設工事（以下「市発注工事」という。）の入札・契約の過程に関する苦情等を適切に処理する手続等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象建設工事)

第2条 前条に定める「市発注工事」とは、新潟市（水道局及び市民病院を除く）が発注する建設工事とする。

(苦情の申立)

第3条 苦情の申立ができる者及び申立ができる範囲は、次のとおりとする。

- (1) 一般競争入札において入札参加資格申請書類を提出した者が、入札参加資格を認められなかった場合、公表された非認定の理由等を踏まえ、入札参加資格があるとの申立をすること。
- (2) 指名競争入札において、当該入札と同一の工事種別について入札参加資格を有している者のうち、指名されなかった者が、公表された指名理由等を踏まえ、指名されることが適切であるとの申立をすること。
- (3) 随意契約において、当該契約と同一の工事種別について入札参加資格を有している者のうち、契約の相手方として選定されなかった者が、公表された選定理由等を踏まえ、相手方として選定されることが適切であるとの申立をすること。

(苦情の申立の方法)

第4条 前条各号に定める苦情の申立は、それぞれ次の方法により行うものとする。

- (1) 前条第1号、第2号に定める申立は、当該入札結果の公表日から起算して7日以内に、市長に対して、苦情申立書（様式1）を提出することにより行う。
- (2) 前条第3号に定める申立は、当該見積結果の公表日から起算して7日以内に、市長に対して、苦情申立書を提出することにより行う。

(苦情の申立に対する回答)

第5条 市長は、前条各号に定める苦情の申立を受けた場合にあつては、申立期間の最終日の翌日から起算して7日以内に、苦情申立者に対して、苦情申立に対する回答書（様式2）により回答するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、苦情件数が多数に及ぶ等事務処理上の困難、その他の合理的かつ相当の理由があるときは、回答期限を延長できるものとする。

(苦情の申立の却下)

第6条 市長は、申立が第3条各号に定める要件のいずれにも該当しないとき、第4条各号に定める方法によらないとき又はその他客観的かつ明白に適格を欠くと認められるときは、前条の

規定にかかわらず、当該申立を却下することができる。

- 2 前項に定める却下は、申立を受けた日から起算して7日以内に、苦情申立却下通知書（様式3）により行うものとする。

（事務処理）

第7条 この要領に定める事務は当該工事の契約担当課が行うものとする。

（期間の計算）

第8条 この要領に定める期間の計算にあたっては、土曜日、日曜日、1月1日から3日までの日、12月29日から31日までの日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日に該当する日を除くものとする。

附 則

（施行期日）

この要領は、平成15年12月25日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年5月1日から施行する。

様式 1

年 月 日

(あて先) 新 潟 市 長

苦情申立者の住所・氏名 ⑩

〔 苦情申立者が法人場合にあつては、主たる営業所の所在地、
商号又は名称、代表者氏名を記載のこと 〕

苦 情 申 立 書

新潟市発注工事に関する苦情処理要領第 3 条及び第 4 条の規定により、下記のとおり苦情の申立をします。

記

1. 苦情申立の対象工事

2. 苦情申立の内容及びその理由

第 号
年 月 日

苦情申立者の住所・氏名 様

(苦情申立者が法人の場合にあつては、主たる営業所の所在地、商号又は名称、代表者氏名を記載のこと)

新潟市長



苦情申立に対する回答書

年 月 日付けで貴職より申立のあつた件について、新潟市発注工事に関する苦情処理要領第 5 条の規定により、下記のとおり回答します。

記

1. 苦情申立の対象工事
2. 苦情申立に対する回答及びその理由

第 号
年 月 日

苦情申立者の住所・氏名 様

(苦情申立者が法人の場合にあつては、主たる営業所の所在地、商号又は名称、代表者氏名を記載のこと)

新潟市長



苦情申立却下通知書

年 月 日付けで貴職より申立のあつた件については、新潟市発注工事に関する苦情処理要領第6条の規定により、これを却下します。

記

1. 苦情申立の対象工事

2. 苦情申立を却下する理由